

報告事項サ

鳥取県教育委員会事務局等組織規則の一部改正について

鳥取県教育委員会事務局等組織規則の一部改正について、別紙のとおり報告  
します。

平成25年10月28日

鳥取県教育委員会教育長 横 濱 純 一

鳥取県教育委員会事務局等組織規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県附属機関条例の制定に伴い、所要の改正を行う。

2 規則案の概要

- (1) 鳥取県附属機関条例の制定に伴い設置される附属機関について、庶務担当機関を定める。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布日とする。

鳥取県教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則

鳥取県教育委員会事務局等組織規則（昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前																																								
<p>第18条 <u>鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第1項の規定により設置された附属機関の庶務担当機関は、別表第2のとおりとする。</u></p> <p>2 <u>鳥取県附属機関条例第2条第3項の規定により設置される附属機関の庶務担当機関は、同条第4項の規定により告示するものとする。</u></p> <p>別表第2（第18条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">附属機関</th> <th style="text-align: center;">庶務担当機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県教育審議会</td> <td rowspan="5" style="text-align: center;">教育総務課</td> </tr> <tr> <td>鳥取県学力向上戦略本部</td> </tr> <tr> <td>鳥取県教育委員会教職員の処分等に係る評価委員会</td> </tr> <tr> <td>鳥取県教育委員会職員結核・一般病健康管理審査会</td> </tr> <tr> <td>鳥取県教育委員会職員神経・精神障がい健康管理審査会</td> </tr> <tr> <td>鳥取県教科用図書選定審議会</td> <td style="text-align: center;">小中学校課</td> </tr> <tr> <td>鳥取県就学指導委員会</td> <td style="text-align: center;">特別支援教育課</td> </tr> <tr> <td>鳥取県特別支援学校における医療的ケア運営協議会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鳥取県立鳥取盲学校学校関係者評価委員会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鳥取県立鳥取聾学校学校関係者評価委員会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鳥取県立鳥取聾学校ひまわり分校学校関係者評価委員会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鳥取県立鳥取養護学校学校関係者評価委員会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鳥取県立白兔養護学校学校関係者評価委員会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鳥取県立倉吉養護学校学校関係者評価委員会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鳥取県立皆生養護学校学校関係者評価委員会</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	附属機関	庶務担当機関	鳥取県教育審議会	教育総務課	鳥取県学力向上戦略本部	鳥取県教育委員会教職員の処分等に係る評価委員会	鳥取県教育委員会職員結核・一般病健康管理審査会	鳥取県教育委員会職員神経・精神障がい健康管理審査会	鳥取県教科用図書選定審議会	小中学校課	鳥取県就学指導委員会	特別支援教育課	鳥取県特別支援学校における医療的ケア運営協議会		鳥取県立鳥取盲学校学校関係者評価委員会		鳥取県立鳥取聾学校学校関係者評価委員会		鳥取県立鳥取聾学校ひまわり分校学校関係者評価委員会		鳥取県立鳥取養護学校学校関係者評価委員会		鳥取県立白兔養護学校学校関係者評価委員会		鳥取県立倉吉養護学校学校関係者評価委員会		鳥取県立皆生養護学校学校関係者評価委員会		<p>第18条 <u>地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき法律又は条例の定めるところにより置かれた附属機関は、別表第2の左欄に掲げるとおりであり、これらの担任する事務又は庶務をつかさどる機関は、それぞれ同表の中欄又は右欄に掲げるとおりである。</u></p> <p>別表第2（第18条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">附属機関</th> <th style="text-align: center;">担任する事務</th> <th style="text-align: center;">庶務担当機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県教育審議会</td> <td>鳥取県教育審議会条例（平成18年鳥取県条例第12号）第3条の規定による教育委員会又は知事の諮問に応じて行う学校教育、生涯学習、青少年教育、文化芸術等の振興に関する重要事項についての調査審議及びこれらの事項についての教育委員会又は知事に対する建議に関する事務</td> <td style="text-align: center;">教育総務課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県教科用図書選定審議会</td> <td>義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第11条の規定による教科用図書の採択に関する事務に係る指導、助言又は援助についての教育委員会に対する意見具申に関する事務</td> <td style="text-align: center;">小中学校課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県社会教育委員</td> <td>社会教育法（昭和24年法律第207号）第17条の規定による社会教育に関する事項についての教育委員会に対する助言及び意見</td> <td style="text-align: center;">家庭・地域教育課</td> </tr> </tbody> </table>	附属機関	担任する事務	庶務担当機関	鳥取県教育審議会	鳥取県教育審議会条例（平成18年鳥取県条例第12号）第3条の規定による教育委員会又は知事の諮問に応じて行う学校教育、生涯学習、青少年教育、文化芸術等の振興に関する重要事項についての調査審議及びこれらの事項についての教育委員会又は知事に対する建議に関する事務	教育総務課	鳥取県教科用図書選定審議会	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第11条の規定による教科用図書の採択に関する事務に係る指導、助言又は援助についての教育委員会に対する意見具申に関する事務	小中学校課	鳥取県社会教育委員	社会教育法（昭和24年法律第207号）第17条の規定による社会教育に関する事項についての教育委員会に対する助言及び意見	家庭・地域教育課
附属機関	庶務担当機関																																								
鳥取県教育審議会	教育総務課																																								
鳥取県学力向上戦略本部																																									
鳥取県教育委員会教職員の処分等に係る評価委員会																																									
鳥取県教育委員会職員結核・一般病健康管理審査会																																									
鳥取県教育委員会職員神経・精神障がい健康管理審査会																																									
鳥取県教科用図書選定審議会	小中学校課																																								
鳥取県就学指導委員会	特別支援教育課																																								
鳥取県特別支援学校における医療的ケア運営協議会																																									
鳥取県立鳥取盲学校学校関係者評価委員会																																									
鳥取県立鳥取聾学校学校関係者評価委員会																																									
鳥取県立鳥取聾学校ひまわり分校学校関係者評価委員会																																									
鳥取県立鳥取養護学校学校関係者評価委員会																																									
鳥取県立白兔養護学校学校関係者評価委員会																																									
鳥取県立倉吉養護学校学校関係者評価委員会																																									
鳥取県立皆生養護学校学校関係者評価委員会																																									
附属機関	担任する事務	庶務担当機関																																							
鳥取県教育審議会	鳥取県教育審議会条例（平成18年鳥取県条例第12号）第3条の規定による教育委員会又は知事の諮問に応じて行う学校教育、生涯学習、青少年教育、文化芸術等の振興に関する重要事項についての調査審議及びこれらの事項についての教育委員会又は知事に対する建議に関する事務	教育総務課																																							
鳥取県教科用図書選定審議会	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第11条の規定による教科用図書の採択に関する事務に係る指導、助言又は援助についての教育委員会に対する意見具申に関する事務	小中学校課																																							
鳥取県社会教育委員	社会教育法（昭和24年法律第207号）第17条の規定による社会教育に関する事項についての教育委員会に対する助言及び意見	家庭・地域教育課																																							

鳥取県立米子養護学校学校関係者評価委員会		具申に関する事務	
鳥取県立琴の浦高等特別支援学校学校関係者評価委員会		鳥取県教育委員会指定管理候補者審査委員会	教育委員会の所管に属する公の施設についての鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）第5条、第6条第2項及び第22条第3項の規定による指定管理候補者の審査に関する事務
鳥取県立鳥取盲学校学校評議員			家庭・地域教育課（鳥取県立生涯学習センターに関することに限る。）
鳥取県立鳥取聾学校学校評議員			スポーツ健康教育課（家庭・地域教育課が担当する事務を除く。）
鳥取県立鳥取聾学校ひまわり分校学校評議員			
鳥取県立鳥取養護学校学校評議員			
鳥取県立白兔養護学校学校評議員			
鳥取県立倉吉養護学校学校評議員			
鳥取県立皆生養護学校学校評議員			
鳥取県立米子養護学校学校評議員			
鳥取県立琴の浦高等特別支援学校学校評議員			
鳥取県教職員研修等実施協議会	教育センター		
鳥取県立鳥取東高等学校学校関係者評価委員会	高等学校課	鳥取県立図書館協議会	図書館法第14条の規定による館長の諮問に応じて行う図書館奉仕についての館長に対する意見具申に関する事務
鳥取県立鳥取西高等学校学校関係者評価委員会			
鳥取県立鳥取商業高等学校学校関係者評価委員会		鳥取県文化財保護審議会	文化財保護法（昭和25年法律第214号）第190条の規定による教育委員会の諮問に応じて行う文化財の保存及び活用に関する重要事項についての調査審議並びにこれらの事項についての教育委員会に対する意見具申に関する事務
鳥取県立鳥取工業高等学校学校関係者評価委員会			文化財課
鳥取県立鳥取湖陵高等学校学校関係者評価委員会			
鳥取県立鳥取緑風高等学校学校関係者評価委員会			
鳥取県立青谷高等学校学校関係者評価委員会			
鳥取県立岩美高等学校学校関係者評価委員会		鳥取県立博物館協議会	博物館法第20条に基づく博物館長の諮問に応じて行う館長に対する意見具申に関する事務
鳥取県立八頭高等学校学校関係者評価委員会			博物館
鳥取県立智頭農林高等学校学校関係者評価委員会		鳥取県スポーツ審議会	鳥取県スポーツ審議会条例（平成24年鳥取県条例第6号）第2条の規定による教育委員会又は知事の諮問に応じて行う鳥取県スポーツ振興計画その他のスポーツの推進に関する重要事項についての調査審議及びこれらの事項についての教育委員会又は知事に対する建議に
鳥取県立倉吉東高等学校学校関係者評価委員会			スポーツ健康教育課
鳥取県立倉吉西高等学校学校関係者評価委員会			
鳥取県立倉吉農業高等学校学校関係者評価委員会			
鳥取県立倉吉総合産業高等学校学校関係者評価委員会			

鳥取県立鳥取中央育英高等学校学校関係者評価委員会				関する事務
鳥取県立米子東高等学校学校関係者評価委員会				
鳥取県立米子西高等学校学校関係者評価委員会				
鳥取県立米子高等学校学校関係者評価委員会				
鳥取県立米子南高等学校学校関係者評価委員会				
鳥取県立米子工業高等学校学校関係者評価委員会				
鳥取県立米子白鳳高等学校学校関係者評価委員会				
鳥取県立境高等学校学校関係者評価委員会				
鳥取県立境港総合技術高等学校学校関係者評価委員会				
鳥取県立日野高等学校学校関係者評価委員会				
鳥取県立鳥取東高等学校学校評議員				
鳥取県立鳥取西高等学校学校評議員				
鳥取県立鳥取商業高等学校学校評議員				
鳥取県立鳥取工業高等学校学校評議員				
鳥取県立鳥取湖陵高等学校学校評議員				
鳥取県立鳥取緑風高等学校学校評議員				
鳥取県立青谷高等学校学校評議員				
鳥取県立岩美高等学校学校評議員				
鳥取県立八頭高等学校学校評議員				
鳥取県立智頭農林高等学校学校評議員				
鳥取県立倉吉東高等学校学校評議員				
鳥取県立倉吉西高等学校学校評議員				
鳥取県立倉吉農業高等学校学校評議員				
鳥取県立倉吉総合産業高等学校学校評議員				
鳥取県立鳥取中央育英高等学校学校評議員				
鳥取県立米子東高等学校学校評議員				
鳥取県立米子西高等学校学校評議員				
鳥取県立米子高等学校学校評議員				
鳥取県立米子南高等学校学校評議員				
鳥取県立米子工業高等学校学校評議員				
鳥取県立米子白鳳高等学校学校評議員				
鳥取県立境高等学校学校評議員				
鳥取県立境港総合技術高等学校学校評議員				

議員	
鳥取県立日野高等学校学校評議員	
鳥取県キャリア教育推進会議	
鳥取県教育研究開発事業に係る運営指導委員会	
鳥取県立学校第三者評価委員会	
鳥取県指導改善研修教員審査委員会	
鳥取県立鳥取商業高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議	
鳥取県立鳥取湖陵高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議	
鳥取県立智頭農林高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議	
鳥取県立倉吉農業高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議	
鳥取県立米子南高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議	
鳥取県立米子工業高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議	
鳥取県立境港総合技術高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議	
鳥取県社会教育委員	家庭・地域
とっとり県民カレッジ運営委員会	教育課
鳥取県子どもの読書活動推進委員会	
鳥取県立船上山少年自然の家運営委員会	
鳥取県立大山青年の家運営委員会	
鳥取県教育委員会指定管理候補者審査委員会	家庭・地域 教育課（鳥取県立生涯学習センターに関することに限る。）
	スポーツ健康教育課（家庭・地域教育課が担当する事務を除く。）
鳥取県教育委員会指定管理施設運営評価委員会	家庭・地域 教育課（鳥取県立生涯学習センタ

	一に関する ことに限 る。)		
	スポーツ健 康教育課 (家庭・地 域教育課が 担当する事 務を除 く。)		
鳥取県立図書館協議会	図書館		
鳥取県育英奨学生選考委員会	人権教育課		
鳥取県文化財保護審議会	文化財課		
鳥取県青谷上寺地遺跡発掘調査委員会			
鳥取県妻木晩田遺跡発掘調査委員会			
鳥取県銃砲刀剣類登録審査会			
鳥取県立博物館協議会	博物館		
鳥取県美術資料収集評価委員会			
鳥取県スポーツ審議会	スポーツ健 康教育課		
鳥取県心や性の健康問題対策協議会			
鳥取県子どもの体力向上支援委員会			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。